

附属機関等の概要

別記様式2

(令和3年10月13日現在)

担当部課名	環境生活部くらし安全局消費者安全課	内線	24-522
-------	-------------------	----	--------

附属機関等の名称	北海道立消費生活センター指定管理者候補者選定委員会																										
「附属機関」、「懇談会」の別	附属機関																										
設置年月日	令和3年9月21日																										
設置根拠	北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例																										
設置目的	<p><目的></p> <p>第13条 第5条の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議を行うため、一の施設について、知事の所管する施設にあっては知事の附属機関、病院事業管理者の所管する施設にあっては病院事業管理者の補助組織（地方公営企業法第14条の規定により設置される組織をいう。第15条第2項において同じ。）、教育委員会の所管する施設にあっては教育委員会の附属機関として、一の指定管理者候補者選定委員会（次条第1項を除き、以下この章において「委員会」という。）を置く。</p> <p><所掌事項、議題等></p> <p>第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>(1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。</p> <p>(2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。</p> <p>(3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。</p> <p>(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準</p> <p>第5条 知事等は、申請資格及び前条第5号の基準を定めるとき、並びに同条の規定により指定管理者の候補者として団体を選定するときは、あらかじめ、第13条の規定により置かれた指定管理者候補者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>																										
委員構成	<p>1 委員(構成員)数</p> <table border="0"> <tr> <td>4名</td> <td>【定数:</td> <td>4名】</td> </tr> <tr> <td>(うち女性委員)</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(うち公募委員)</td> <td>0名</td> <td>【公募枠:</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>0名】</td> </tr> </table> <p>現在委員を委嘱していない場合はその理由()</p> <p>2 部会等の設置状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>委員数(うち女性委員)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			4名	【定数:	4名】	(うち女性委員)	2名		(うち公募委員)	0名	【公募枠:			0名】	名称	委員数(うち女性委員)	なし									
4名	【定数:	4名】																									
(うち女性委員)	2名																										
(うち公募委員)	0名	【公募枠:																									
		0名】																									
名称	委員数(うち女性委員)																										
なし																											
会議の公開状況	<p>公開・非公開・一部非公開・未決定の別</p> <p>非公開</p> <p>公開できない理由(非公開・一部非公開の場合)</p> <p>〔指定管理者制度に関する運用指針(令和3年(2021年)4月) ◆指定管理者候補者選定委員会の設置・運営に当たっての留意事項 6 会議は、原則として非公開とするが、開催状況等に関する情報は、適時・適切に公表することにより、透明性を確保する。〕</p>																										